（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条―」を「第二十四条の二―」に改める。

第一条中「国の組合」の下に「、「私学共済制度の加入者」」を、「、国の組合」の下に「、私学共済制度の加入者」を加える。

第二条中「次に掲げる者」の下に「（二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものを除く。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五号から第七号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

第二条第五号中「勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間」を「勤務時間」に改め、同条に次の二号を加える。

六　前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

七　前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ　一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ　報酬月額（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして総務省令で定めるものを除く。第四十二条第一項第十一号ロにおいて同じ。）について、法第四十三条第八項及びこの政令第二十二条の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。

第二条に次の一項を加える。

2　法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものに限る。）とする。

一　地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者

二　地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定その他主務省令で定める規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者

三　地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定その他主務省令で定める規定により採用された者

第五条第二項第四号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改め、同項第五号中「第二条第四号の二」を「第二条第一項第四号の二」に改め、同項第六号中「第二条第五号」を「第二条第一項第六号及び第七号」に改める。

第二十一条の四中「第三〇級」を「第三一級」に、「第三一級」を「第三二級」に改める。

第二十三条の三の三第九項中「（法第五十七条第一項第二号に規定する私学共済制度の加入者をいう。第二十三条の三の七第五項において同じ。）」を削る。

第三章第三節中第二十五条の前に次の一条を加える。

（長期給付の適用範囲の特例）

第二十四条の二　法第七十四条第二項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、第二条第一項第五号に掲げる者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）又は同項第六号若しくは第七号に掲げる者とする。

2　法第七十四条第二項第二号に規定する臨時に使用される職員その他の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一　地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者

二　地方公務員法第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定その他主務省令で定める規定により臨時的に任用された者

第四十条の二の見出し中「報酬等」を「取扱い」に改め、同条第一項中「次条第一項」を「第三項並びに次条第一項」に改め、同条第二項中「をいう。」の下に「次項及び」を加え、同条に次の一項を加える。

3　組合役職員及び連合会役職員について法の規定を適用する場合における第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第七号に掲げる者」とあるのは「第七号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第二項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」とする。

第四十一条の二の見出し中「報酬等」を「取扱い」に改め、同条中「職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員」の下に「（次項において「職員引継一般地方独立行政法人等の役職員」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　職員引継一般地方独立行政法人等の役職員について法の規定を適用する場合における第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第七号に掲げる者」とあるのは「第七号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第二項中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」とする。

第四十二条中「次に掲げる者」の下に「（二月以内の期間を定めて使用される者であつて総務大臣が定めるものを除く。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第九号から第十一号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学共済制度の加入者であるものを除く。

第四十二条第九号中「勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間」を「勤務時間」に改め、同条に次の二号を加える。

十　前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する国家公務員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

十一　前三号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、次のいずれにも該当するもの

イ　一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ　報酬月額について、法第四十三条第八項及びこの政令第二十二条の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ　学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の総務省令で定める者でないこと。